

樹木採取者公募の公示

令和8年10月 5日
本明川ダム工事事務所所長 山村 昭一郎

次のとおり、本明川ダム建設事業公募型樹木採取に係る採取者を募集します。

1. 公募名称

本明川ダム建設事業樹木採取

2. 公募内容

伐採木の採取

※本明川ダム建設事業で発生した伐採木（以下「伐採木等」という。）を当事務所発注工事施工で集積したものを、公募により希望者に無償で提供することにより、処分費用の縮減と伐採木等の有効利用を図っていくものです。

※今回提供する伐採木等を発電に使用する場合は、FIT制度における「一般木質バイオマス」として利用できるよう、他の価格区分のバイオマスと適切に分別管理されたことを証明する証明書を発行します。

3. 採取時期

令和8年10月13日(火)～令和8年12月11日(金)まで【予定】

4. 採取場所

本明川ダム建設事業地周辺（別添地図参照）

※採取場所は、現場の施工状況により変更となる場合があります。

5. 樹木の種類

・スギ・クヌギ・カシ等

※詳細は、現場詰所にお問い合わせください。

住所：〒854-0095 長崎県諫早市大渡野町242-1

電話：0957-25-9211

6. 採取予定数量

・雑木、幹・枝等 約200m³（見込み）

※採取期間内に別途、伐採木等が集積され搬出できる状況となった場合、採取者との協議により採取量が追加となる場合があります。

7. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

個人・法人を問いません。

また、以下のいずれにも該当しない者であること。

- ① 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、九州地方整備局長から指名停止等を受けている者
- ③ 公募期間中において会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は

民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

- ④ 直近 1 年間の税を滞納している者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑥ 欠格事項
次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。
 - ・提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
 - ・提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
 - ・その他不正行為があったと認められる場合

8. 手続き等

- ① 提出書類
以下、③にて、公募説明資料を受領し、応募様式を提出期間中までに提出してください。
※郵送も可ですが、期間内に必着のこと。
- ② 提出期限
令和8年10月23日(金)まで
受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）
- ③ 提出先・問い合わせ・公募説明資料受領先
九州地方整備局 本明川ダム工事事務所 工事課
〒851-0121 長崎県長崎市宿町316番地1
電話095-839-9865

9. 採取者の選定方法

公募説明書「3. 採取者の選定方法」による。

10. 許可手続き

- ① 採取者に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請を行っていただきます。
許可申請手続きの方法については、選定通知後打合せにて個別に説明します。
なお、採取期間内に採取者との協議により、採取箇所及び採取量が追加となった場合、河川法25条に係る変更申請を行っていただく必要があります。
【河川法第25条申請】
 - ・河川占用許可申請書
 - ・事業の計画概要（作業工程表含む）
 - ・位置図（集積場所）
 - ・平面図（搬出経路を明示した図面）※申請書の提出部数は正本1部、副本1部の計2部とする。
- ② 申請書の提出期限は、令和8年11月5日(木)までとする。特段の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがあります。
- ③ 河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件については、別紙ー2のとおりです。
- ④ 今回の伐採木等については、河川法第32条に規定する採取料徴収の対象外です。

11. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記8.の③に同じとします。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的へ使用しません。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。
- ⑥ 公募型樹木採取に係る通知書に記載されている採取区画について、必ず現地の状況を確認してください。また、通知書送付後に採取量を調整させて頂く場合があります。
- ⑦ 搬出した後は清掃等を行ってください。
- ⑧ 伐採木をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。
- ⑨ その他の詳細は公募説明書のとおりです。